

いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書 概要

1 協定当事者等

甲：いちき串木野市及び阿久根市
乙：九州電力株式会社
立会人：鹿児島県

2 協定の目的

川内原子力発電所に関し、住民の安全確保、環境の保全を図ることを目的とし、鹿児島県及び薩摩川内市と九州電力株式会社との間に締結している「川内原子力発電所に関する安全協定書」を尊重のうえ、いちき串木野市及び阿久根市（以下「両市」という。）と九州電力株式会社が、県の立ち会いのもと、協定を締結する。

3 協定書の内容

条	項目	内容
1	関係法令等の遵守等	①九州電力は、関係法令等及び本協定を遵守し、両市の住民の安全確保及び環境保全のため万全の措置を講ずる。 ②九州電力は、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図る。
2	事前説明等	①九州電力は、主要設備の変更や燃料輸送の計画については、両市に対し事前説明を行う。 ②両市は、事前説明の内容について、意見を述べることができる。 ③九州電力は、発電所の運転状況及び安全対策に関して、特別な広報を行う場合は、両市に対し、事前に連絡する。
3	平常時における連絡	九州電力は、発電所の運転状況、環境放射線の測定結果等について、県に連絡を行う場合、その写しを両市に提出する。
4	異常時における連絡	九州電力は、以下の事項に該当するときは、直ちに連絡する。 ・原子炉の故障により、運転が停止したとき又はそれが必要となったとき若しくはその必要があるとき。 ・発電所敷地内で火災事故が発生したとき。 ・放射性廃棄物を放出した場合に周辺環境区域外の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。 など
5	立入調査	①両市は、異常が発生した場合に県の立入調査に同行できる。 ②立入調査の際は、九州電力に対し、職・氏名等を通知する。
6	措置の要請	①両市は、立入調査の結果により、必要があると認めた場合は、県を通じて適切な措置を求めることができる。 ②九州電力は、要請があったときは誠意をもって措置する。
7	連絡の方法等	①九州電力は、両市に対し、以下の方法により連絡する。 ・事前説明等及び平常時の連絡は文書で行う。 ・異常時の連絡は、電話等で通報した後、文書で行う。 ②あらかじめ連絡責任者を定める。
8	防災対策	九州電力は、発電所の防災対策の充実強化を図るとともに、両市の地域防災計画の策定・実施に積極的に協力する。
9	諸調査への協力	九州電力は、諸調査及び資料の提出要請に積極的に協力する。
10	無過失責任	九州電力は、発電所の保守運営により、両市の住民に損害を与えた場合、補償をする。
11	協定の改訂	本協定の改訂すべき事項が生じたときは、誠意をもって協議する。
12	疑義又は定めのない事項	疑義が生じたとき又は定めのない事項については、協議して定める。